

2022年度「卒業論文」完成までの足跡

社会マネジメント学科 奥貫妃文

奥貫ゼミでは、私が着任した2013年から一貫して卒業論文の執筆に取り組んでもらうことにしている。分野は、労働法、社会保障法とその関連領域と割と幅広く設定している。ゼミ案内には、4年次で卒業論文「20,000字以上マスト」と明記してあるため、比較的敷居が高いゼミになるかもしれない。ゼミの学生はそのことを承知で入ってくるわけだが、それでもいざ論文執筆となると、果たして自分が最後まで書き上げることができるのか、不安の声が上がるのが常である。

もちろん、突然書けと言われても困ることは重々承知である。私は、3年生の時期が論文執筆の準備段階としてとても大切であるにとらえている。卒論の完成度は、3年次にいかに「リーガル・マインド」（法的思考）の涵養ができるかにかかっているとすら思う。よって3年次のゼミの運営は教員としても一番心を砕くところだが、ここ4年ほどの間は、3年生に模擬裁判の企画・運営を担ってもらうことにしている。さらに、学生が一番関心をもった労働判例を一つピックアップしてもらい、判例評釈を8,000字程度で執筆してもらっている。かなりのボリュームである。

模擬裁判のテーマは、実際に起きた熊本県のみかん農園での技能実習生の孤立出産と死体遺棄罪をめぐる事件を取り上げた。きわめて難しいケースであるが、学生たちは放り出すことなく、実に真摯に事件に向き合ってくれたと思う。本件の主任弁護士である石黒大貴弁護士が熊本からZoomで模擬裁判に参加してくださったのも、学生たちにとって得難い経験になった。コロナ禍のなかで、気軽に外出ができないという制約があったが、2022年度は裁判傍聴も集団でなければ自由にできるようになり、学生たちの経験値を増やすことにつながった。このような3年次の経験のひとつひとつが、4年次での卒論の執筆に必ず活かされていると実感している。

卒論のテーマの設定方法は人それぞれである。3年次に評釈で取り上げたテーマを卒論でさらに掘り下げるといふ学生もいれば、全く違う新たなテーマを選ぶ学生もいる。2022年度は前者と後者、だいたい半々であった。労働法と社会保障法に関わるテーマを基本的に設定してもらっているが、隣接領域である更生保護や少年法などを取り上げた学生もいる。また2022年は、「18歳成年」がスタートした年だが、大きな社会的関心を呼んだいわゆる「AV新法」を労働法の視点から考察したものもあった。さらに、今年は学生自身の強いリクエストで「現代の若者の恋愛事情」というテーマもあった。恋愛の研究については私自身全くの門外漢で、どうなることかと思っただが、学生と共に文献を探すところから始め、指導しながら一緒に学んだという感じであった。これはこれでなかなか楽しい経験であった（若者の恋愛傾向は労働の在り方と一定の関連があることがわかった。無理矢理労働法につなげた感が無きにしても非ずだが…）。

今年卒業する4年生は、1年生の終盤でコロナ禍が降りかかることになった。彼女たち曰く、「ロスト2年生」とのこと。失われた大学2年次の時間…2020年は緊急事態宣言も何度か発令されface to face で会うことがほとんどなかった。教員側も「Zoomってなに？」という状態から遮二無二動画の教材に取り組んだ。それにしても、わずか3年前のことなのに、もはや懐かしさすら覚える。いやはや人間の忘却力というものはすごいものだ。

対面の時間が取りにくくなったことは、卒論指導にはマイナスだけでなく、プラスの部分もあったと感じている。実際、卒論執筆が佳境に入った11月以降は、学生と個別にZoomでつなぎ、細かい部分まで指導を行った。コロナ禍以降、3年間にわたり酷使に酷使を重ねた我が相棒Dynabookは、遂に内蔵バッテリーがどら焼きのように膨れ上がり、天寿を全うした。コロナ禍のさなか、苦楽を共にしてきたDynabookにも感謝の気持ちでいっぱいだ。

卒業が目前に迫った現在、卒論指導の濃密な時間を思い出し、寂しさをかみしめている暇もなく、着任以来発刊しつづけている『BUT FIRST 労働法』という卒論冊子の組版作業に追われているところである。これから巣立っていく皆の人生に幸あれと祈りつつ、筆を擱くこととする。